

# 軽井沢町学校給食食物アレルギー対応指針

軽井沢町教育委員会

## 1 方針

軽井沢町教育委員会は、公益財団法人学校保健会発行「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年改正）」、文部科学省発行「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年）」及び長野県教育委員会発行「学校における食物アレルギー対応の手引き（平成27年）」に基づき、学校給食における食物アレルギー対応を実施します。

## 2 基準

### （1）対象とする児童・生徒

食物アレルギー性疾患をもつていて、保護者の希望があり下記に該当している児童生徒に限ります。

- ① 医師の診察・検査により食物アレルギーを有するものと診断されている。
- ② その食品を食べることにより明らかに症状の既往がある。
- ③ ショック症状のおきやすい食品（そば等）がある。
- ④ 家庭でもアレルゲンの除去を行う等の食事療法を行っている。

### （2）対象外とする児童・生徒

- ① 症状の頻度が少なく特に軽症な場合で保護者が食べさせる方針である。
- ② 保護者が量や調理方法により食べさせる方針である。
- ③ 医師の診断がないと思われる場合。
- ④ 給食の食材として使用しないもの（そば・ピーナッツ・重篤な症状を引き起こすナッツ類）が除去食の場合。

## 3 対応方法

- （1）「食物アレルギーに関する調査」に回答していただきアレルギー対応を希望される方は「学校生活管理指導表」を毎年提出してください。
- （2）アレルギー対応については「学校生活管理指導表」に基づき面談実施後、決定します。
- （3）毎月のアレルギー対応確認書類を必ず提出してください  
(提出がない場合は、その月の対応ができないことがあります)
- （4）学校給食施設は各家庭での対応とは異なり、様々な制約があり、食物アレルギー対応の施設になつていませんので対応が困難な場合があります。
- （5）次に該当する場合は、安全な給食提供が困難なため、安全性を考慮して弁当持参対応を検討します。
  - ① 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合
    - a) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示※裏面下参照）の表示がある場合についても除去指示がある。
    - b) 調味料・だし・添加物の除去が必要

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等	
鶏卵	卵殻カルシウム	(例)名称:肉団子 原材料名:豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、酵母エキス、調味料
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム	
小麦	しょうゆ・酢・みそ	
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ	
ごま	ごま油	
魚類	かつおだし・いりこだし・魚醤	このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去の必要はありません。【小麦の例】
肉類	エキス	

- c) アレルゲンとなる食物を同一の調理室で調理しますので、同一調理室内での調理に問題がある場合
- ② 多品目の食物除去が必要
  - ③ 油の共用ができない
  - ④ その他上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況
  - ⑤ 対応に必要な書類が提出されない場合
- (6) 食物アレルギー対応を年度途中で中止・変更する場合は、書類の提出が必要になりますので、学校へご連絡ください。
- ① 中止する場合
    - ・「除去解除申請書」をお渡ししますので、ご記入ください。
  - ② 変更する場合
    - ・ご提出いただいている「学校生活管理指導表」をお返ししますので、担当医師に変更理由と記載日を記入・署名押印してもらって、ご提出ください。

#### 4 その他

- (1) 食後の運動が誘発となり、ぜんそく・じんましん・呼吸困難等アレルギー反応が起こることがあります。重症な食物アレルギー反応が出た場合（ショック症状等）は、学校医及び保護者と速やかに連絡をとり、緊急で医療機関に受診させます。  
また、判断が難しい場合は救急車を呼んで医療機関等に搬送します。
- (2) 児童・生徒が楽しく給食時間を過ごせるように、周囲の児童・生徒も理解できるように指導に取り組みます。
- (3) 家庭でも児童・生徒と一緒に献立表をご覧いただき、使用される食材についての確認をお願いします。また、給食で初めて食べる食材でご心配な場合は、連絡帳に記載するなど、書面で担任へご連絡ください。

#### ※注意喚起例

- 同一工場、製造ライン使用によるもの  
「本製品工場では」○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています」
  - 原材料の採取方法によるもの  
「本製品で使用しているしらすは、えび・かにが混ざる漁法で採取しています」
  - えび・かにを補食していることによるもの  
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび・かにを食べています」
- 上記のような注意喚起表示の食品が除去対応になる場合には、学校給食では対応することが困難です。

なお、このアレルギー対応指針は令和7年8月25日改定、令和8年4月1日施行とする。